

絆

大城小学校区地域協議会の マスコットキャラクターが決定！

おお しろ
「大くん 城ちゃん」

-KIZUNA-

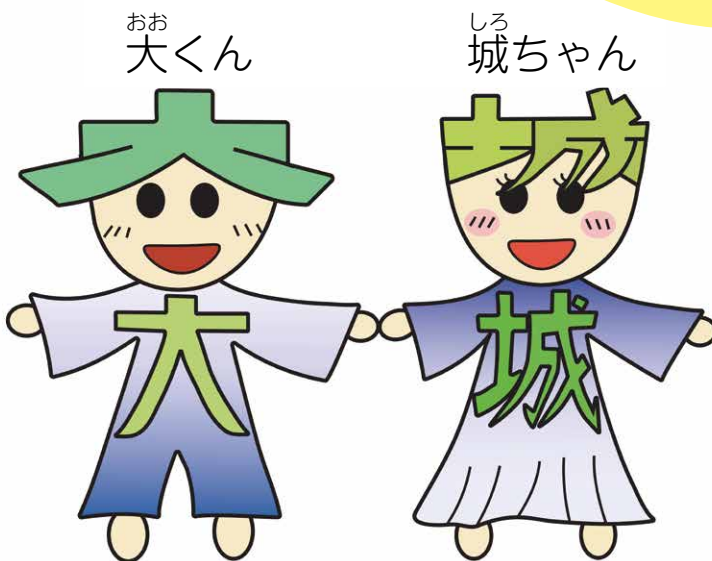
自然災害が起こらないようにという 思いを込めて

大城小学校区地域協議会は、地域の皆さんに愛されるキャラクターを作りたいと考え、令和2年11月4日から同月25日の期間で、大城小学校に応募箱を設置して大城小学校の全児童にマスコットキャラクターの募集を呼び掛けました。

その結果、79名から応募があり、地域協議会のメンバーにより、応募当時6年生だった橋島可奈味さんが考案した、『大くん城ちゃん』のマスコットキャラクターが最優秀賞に選ばれました。

『大くん城ちゃん』は、大城の漢字をモチーフに、自然災害が起こらないように、という思いを込めて緑や青色を使用して考案したものです。キャラクターは今後、協議会のPRに活用されます。

79点もの募集の中、
激戦を勝ち抜いたのは
こちら！



考案した橋島可奈味さんのコメント

「大と城という字を頭の形にすることが大変でした。
みんなが仲良しなイメージをして、仲が良い二人を描きました。」

小牧警察署通信 110

みんなで作ろう！安心安全のまち

みんなの思い
明るい社会

こまき山ポリス

どこいくの 連れて行ってね ヘルメット
～ 自転車を安全に利用しよう ～

◎自転車は車道通行が原則です

小牧警察署 (☎ 72 - 0110)

- 自転車は、車道と歩道の区別がある道路では、車道を通るのが原則です。また、車道を通る自転車は、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければなりません。
- 自転車が歩道を通行することができる場合は、次のとおりです。
 - ☆ 歩道に自転車歩道通行可の道路標識等があるとき
 - ☆ 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者が自転車を運転するとき
 - ☆ 安全に車道を通行することに支障がある身体の障害を有する人が自転車を運転するとき
 - ☆ 道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側を通行することが困難である場合など自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき



◎自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
- ※ 大人もヘルメットの着用に努めましょう！



<警察署交通課の窓口受付時間の変更(4月1日から)>

受付日時：従前 午前8時45分から午後5時30分まで
変更 午前8時45分から午後4時30分まで

<対象業務>

- 自動車保管場所証明 ○ 道路使用許可
- 通行許可・駐車許可 ○ 制限外積載等許可
- 通行禁止・駐車禁止等除外
- 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出
- 高齢運転者等標章の申請手続き

